

第3回 潟上市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年10月9日（金）午前9時00分から午前9時20分

2. 開催場所 潟上市役所 4階大会議室

3. 出席委員（15名）

会長 18番 佐藤 肇
会長職務代理者 17番 菊地 一春

委員	1番	丸谷 卓弥	3番	佐々木 美奈子
	4番	古戸 敏	5番	藤原 新孝
	7番	舘岡 美果子	8番	澤畑 誠
	9番	三浦 義彦	10番	伊藤 文明
	11番	菅原 正彦	12番	伊藤 由香里
	13番	千種 正広	15番	佐藤 利喜雄
	16番	佐々木 千春		

4. 欠席委員（3名）

2番 安田 淳一
6番 安田 源一郎
14番 菅原 一則

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 会務報告及びその他の報告事項について
- 第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議案第6号 潟上市農地賃借料情報の提供について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 永井 英明
局長補佐 櫻庭 智也

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、第3回潟上市農業委員会総会を開会いたします。 会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。
会 長	〈会長挨拶〉
議 長	ただいまの出席委員は15名であり、定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお、欠席の届出が2番安田淳一委員、6番安田源一郎委員、14番菅原一則委員より出ております。 これより議事に入ります。
議 長	日程第1 議事録署名委員の指名について。 会議規則第16条に規定する議事録署名委員は、当席より指名いたします。 7番館岡美果子委員、8番澤畑誠委員の両名を指名いたします。 会議書記には、事務局職員を任命いたします。
議 長	次に、日程第2 会期の決定を議題とし、お諮りします。 日程表のとおり会期を本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
議 長	次に、日程第3 会務報告及びその他の報告事項について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	別紙により会務報告として、令和8年度地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議について報告。
議 長	次に、日程第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、議題といたします。事務局より朗読説明をお願いします。
事 務 局	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。 提案理由、農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので、審議を求める。令和8年10月9日提出、潟上市農業委員会会長 佐藤肇。 整理番号1について、申請区分は所有権移転です。申請地は計14筆、面積は7,516㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。経営規模拡大で売買価格は総額〇〇円です。 整理番号2について、申請区分は所有権移転です。申請地は計2筆、面積は1,229㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。経営規模拡大

		で売買価格は10 a 当たり〇〇円です。 整理番号 3 について、申請区分は賃借権設定です。申請地は 1 筆、面積は 5,056㎡です。貸渡人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。経営規模拡大で期間は 3 年間、賃借料は年間〇〇円です。 今年 6 月に北野白洲野で新規就農として賃借した方で、引き続きこの土地でもイチゴ栽培をするということです。
議	長	ただいま朗読説明のありました議案第 4 号について質疑を行います。 質疑ありませんか。 （なしの声） ないようですので、質疑を終わり採決に入ります。 議案第 4 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議ないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。
議	長	次に、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを上程し、議題といたします。事務局より朗読説明をお願いします。
議	長	議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について。 提案理由、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求めます。令和 8 年 10 月 9 日提出、潟上市農業委員会会長 佐藤肇。
事 務 局		公社売渡についてです。 整理番号 8－31 について、申請区分は所有権移転です。譲渡人は秋田県農業公社、譲受人は〇〇さんです。申請土地は 11 筆で面積 19,944㎡です。売買価格は 10 a 当たり〇〇円で総額〇〇円です。 内容について詳しく説明します。令和 5 年 6 月農業委員会総会において、〇〇さんから農業公社へ売却し、その後 4 耕作して購入するという経緯です。4 年間の賃借料の 2 分の 1 を価格から差し引き、手数料と合せて〇〇円となります。 6 ページをお願いします。権利の移転についてです。 整理番号 1 について、12 筆、10,789㎡です。機構法賃借権の権利の移転です。〇〇さんが亡くなり相続を受けた〇〇さんがご自身の法人の合同会社〇〇へ権利の移転をするものです。期間は残期間の 1 年間となります。 整理番号 2 以降も同様です。 整理番号 2 について、39 筆、28,355㎡です。機構法賃借権の権利の移転で、期間は残期間の 2 年間です。

		整理番号 3 について、4 筆、4,124㎡です。機構法賃借権の権利の移転で、期間は残期間の 3 年間です。 整理番号 4 について、6 筆、6,319㎡です。機構法賃借権の権利の移転で、期間は残期間の 8 年間です。
議 長	長	ただいま朗読説明のありました議案第 5 号について質疑を行います。質疑ありませんか。 （なしの声） ないようですので、質疑を終わり採決に入ります。 議案第 5 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議ないようですので、議案第 5 号については、原案のとおりとすることに決定いたします。
議 長	長	次に、議案第 6 号 潟上市農地賃貸借料情報の提供についてを上程し、議題といたします。事務局より朗読説明をお願いします。
事 務 局		議案第 6 号 潟上市農地賃借料情報の提供について。 提案理由 農地法第 5 2 条の規定により、次のとおり賃借料情報の提供をすることについて意見を求めます。令和 8 年 1 0 月 9 日提出、潟上市農業委員会会長 佐藤肇。 潟上市農地賃借料情報です。令和 7 年 1 1 月から令和 8 年 1 0 月までに締結された 10 a 当たりの賃借料水準は、以下のとおりとなっております。 田について、平均価格は天王地域 15,357 円、昭和地域は 11,330 円、飯田川地域は 14,130 円、潟上市平均は 13,479 円となっております。 土地改良費について、天王地域は所有者が支払っており、昭和・飯田川地域は耕作者が支払っていることから、天王地域の賃借料が高くなっているという内容です。 物納について、法改正により農地法による貸借のみとなりましたので、昨年と比べてデータ数が少なくなっております。潟上市全体の平均は 0.8 俵という内容です。 参考までに畑については、無償貸付 2 筆という内容です。 データについては、明らかに特別の事情の下で取引されたと推測されるものは除いています。
議 長	長	ただいま朗読説明のありました議案第 6 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

13番委員	物納について、データ数が昨年と比べてかなり減っているが、法改正による農地法による貸借のみとあるが、中間管理機構を通した貸借によって減少したということですか。
事務局	そのとおりです。昨年は利用権設定を含んでいましたので、531筆ありましたが、法改正により農地法3条だけとなりましたので、130筆となっております。中間管理機構に移行してはいますが、所有者が物納を希望し耕作者との合意があれば3条で受けています。
議長	他にありませんか。
16番委員	中間管理機構に移行しているということだが、中間管理機構ではこうなっていますという内容を広報で周知できないか。
事務局	中間管理機構の制度については農業委員会だよりで周知しているほか、貸借の更新を通知する際に、中間管理機構の内容を記載したものを同封しています。
事務局	他にありませんか。
5番委員	昨年より400筆減っていますが、その分中間管理機構に移行しているということでしょうか。
事務局	基本的にはそうです。
議長	他にありませんか。 （なしの声） ないようですので、質疑を終わり採決に入ります。 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議ないようですので、議案第6号については、原案のとおりとすることに決定いたします。
議長	以上をもちまして、議案審議は全て終了いたしました。 これにて、第3回潟上市農業委員会総会を閉会いたします。